

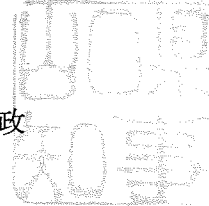
許可番号 第03523109759号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 山口県周南市浜田一丁目6番5号
氏 名 株式会社ただおザウルス
代表取締役 多田尾 隆幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

山口県知事 村岡 嗣 政



許 可 の 年 月 日 令和 6 年 8 月 21 日

許 可 の 有 効 年 月 日 令和 11 年 8 月 4 日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理 (選別、蛍光管破碎、圧縮、破碎、成形)

(2) 産業廃棄物の種類

裏面のとおり

2. 事業の用に供するすべての施設

裏面のとおり

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

令和 6 年 8 月 21 日 更新許可

5. 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有

産業廃棄物の種類

- 選 別：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、
ゴムくず、鋳さい、がれき類 以上11種類
- 蛍光管破砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。以上3種類)(蛍光管に限る) 以上3種類
(これらは、水銀使用製品産業廃棄物を含み、石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業
廃棄物であるものを除く。)
- 圧 縮：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、繊維くず 以上5種類
- 破 砕：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず
(自動車等破砕物を除く。以上3種類)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、
がれき類 以上8種類
- 成 形：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。以上1種類)、紙くず、木くず、繊維くず
以上4種類
(これらは、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等及び特別管理産業
廃棄物であるものを除く。)

事業の用に供するすべての施設

- 選 別 設置場所：山口県光市大字小周防字虹川1100番8
設置年月日：平成26年7月5日、処理能力：189.6m³/日(8時間)
- 蛍光管破砕 設置場所：山口県光市大字小周防字虹川1100番8
設置年月日：平成26年7月5日、処理能力：4.68t/日(8時間)
- 圧 縮 設置場所：山口県光市大字小周防字虹川1100番8
設置年月日：平成26年7月5日
処理能力：28.8t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、99.2t/日(8時間)〈金属くず〉、
48.8t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
25.6t/日(8時間)〈紙くず〉、31.2t/日(8時間)〈繊維くず〉
- 破 砕 (2基) 設置場所：山口県光市大字小周防字虹川1100番8
設置年月日：平成26年7月5日
処理能力：22.16t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、51.6t/日(8時間)〈金属くず〉、
26.32t/日(8時間)〈紙くず〉、25.04t/日(8時間)〈木くず〉、
73.76t/日(8時間)〈がれき類〉
許可年月日：平成26年1月17日、許可番号：第15号の10
- 設置場所：山口県光市大字小周防字虹川1100番8
設置年月日：平成26年7月5日
処理能力：10.16t/日(8時間)〈廃プラスチック類〉、31.2t/日(8時間)〈金属くず〉、
55.2t/日(8時間)〈ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず〉、
12.16t/日(8時間)〈紙くず〉、14.56t/日(8時間)〈木くず〉、
9.76t/日(8時間)〈繊維くず〉、17.2t/日(8時間)〈ゴムくず〉、
55.2t/日(8時間)〈がれき類〉
許可年月日：平成26年1月17日、許可番号：第15号の10
- 成 形 設置場所：山口県光市大字小周防字虹川1100番8
設置年月日：平成26年7月5日、処理能力：9.12t/日(8時間)